

①国名	Republic of Turkey (TR) (トルコ共和国)				
②名称	Turkish Patent and Trademark Office (TURKPATENT)				
③所在地	13 Hipodrom Street 06560 Yenimahalle Ankara				
④連絡先	(電話) (90 312) 303 10 00 (FAX) (90 312) 303 11 73 (E-mail) contact@turkpatent.gov.t (internet) http://www.turkpatent.gov.tr/				
⑤組織の長	Acting President: Dr. Prof. Muhammed Zeki Durak				
⑥沿革	<p>(全般)</p> <p>(1) 1994年6月24日、トルコ特許庁が設され、その機能を定める法令No.544が施行された。</p> <p>(2) 2001年1月9日、トルコ国内で欧州特許条約を施行する規則が発効した。</p> <p>(特許)</p> <p>(1) 1879年に、1844年のフランス特許法を基本として起草された1879年特許法が施行された。</p> <p>(2) 1995年に、特許の保護に関する法令No.551が施行され、これにより1979年法が廃止された。1995年11月27日には、その施行規則も施行された。</p> <p>(3) 2004年には、侵害に対する罰則を定めた特許・意匠・地理的表示・商標改正法第4128号が施行された。</p> <p>(意匠)</p> <p>(1) 1995年6月27日、工業意匠保護に関する法令第554号が施行された。1995年11月5日には、その施行規則も発効した。これによりトルコに意匠登録制度が導入された。</p> <p>(2) 2004年には、侵害に対する罰則を定めた特許・意匠・地理的表示・商標改正法第4128号が施行された。</p> <p>(商標)</p> <p>(1) 1995年11月7日、商標の保護に関する法令第553号が施行された。1995年11月15日には、その施行規則も施行された。</p> <p>(2) 2004年には、侵害に対する罰則を定めた特許・意匠・地理的表示・商標改正法第4128号が施行された。</p> <p>(3) 2005年4月8日に、主に出願の要件を変更するものである改正が行われた。</p>				
⑦所管	特許、実用新案、意匠、商標、著作権、原産地表示				
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	1976/5/12	1952/1/1			1930/8/21
	ナイビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
					2004/4/8
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
		2005/1/1		2008/11/28	2008/11/28
	ヘーグ				里斯ボン
	ブダペスト	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
	1998/11/30			2005/1/1	
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
		1999/1/1	1996/1/1	1998/11/30	1996/1/1
	ストラスブル	ウィーン	WT0		
	1996/10/1	1996/1/1	1995/3/26		

①国名	Republic of Turkey (T R) (トルコ共和国)				
⑪統計データ	出願件数	2020年	2021年	2022年	2023年
特許	全数	8,158	8,476	9,119	8,741
	(内 外国出願)	238	242	282	312
	(内日本から)	31	28	10	25
	(内 PCT ルート)	265	320	334	371
実用新案	全数	3,627	4,490	5,558	3,400
	(内 外国出願)	50	72	56	79
意匠	全数	11,320	15,610	20,496	15,956
	(内 外国出願)	1,357	1,674	1,513	1,720
	(内日本から)	60	59	43	38
商標	全数	169,506	191,473	212,104	182,354
	(内 外国出願)	13,594	14,979	14,866	13,498
	(内日本から)	453	388	397	291
登録件数		2020年	2021年	2022年	2023年
特許	全数	2,063	3,387	3,449	2,446
	(内 外国出願)	134	262	218	147
	(内日本から)	21	65	45	22
	(内 PCT ルート)	89	242	224	162
実用新案	全数	1,179	2,591	2,369	1,655
	(内 外国出願)	34	78	67	28
意匠	全数	10,002	13,169	14,959	14,780
	(内 外国出願)	1,655	1,527	1,483	1,688
	(内日本から)	64	56	55	37
商標	全数	99,555	128,666	155,804	138,126
	(内 外国出願)	13,828	14,421	15,736	14,463
	(内日本から)	466	456	472	388

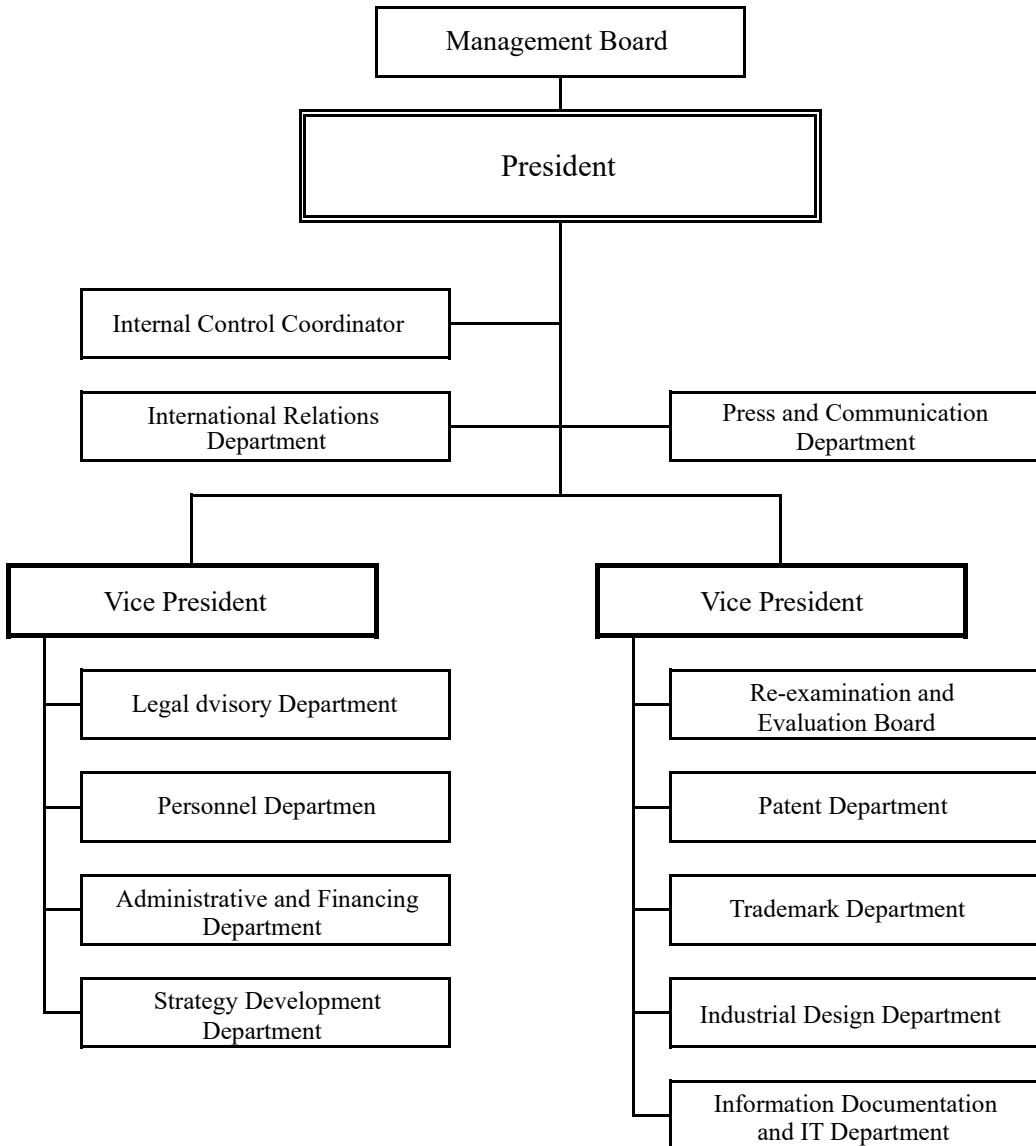
出典 : WIPO IP Statistics

①国名

Republic of Turkey (T R)
(トルコ共和国)

⑫ 組織

〈組織図〉トルコ特許庁(TPI)は、Ministry of Industry and Economy(産業経済省)の下部組織である。



(出典)： トルコ特許庁(TPE) の HP

①国名	Republic of Turkey (TR) (トルコ共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2016年12月22日施行 知的財産法(以下「法」という。) 2019年7月8日公布 知的財産規則(以下「規則」という。)
	③地理的効力の範囲	トルコ国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国、特許協力条約(PCT)加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)(法第109条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。法人及び居所が外国の出願人が登録された代理人以外によりなされた手続は無効とされる。(法第160条(3))
	⑦出願言語	トルコ語及びパリ条約等加盟国の公用語。ただし、トルコ語以外の出願は出願日から2月以内にトルコ語への翻訳文を提出しなければならない(法第90条(2)、規則第72条(2))
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年 (法第101条(1))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(法第83条(1))
	⑩グレースピリット	有。次のケースが規定されている。 (1) 出願日(優先日)の前12月の公表 (2) 発明者から直接又は間接に情報を取得した第三者による開示 (3) 国内・国際博覧会及びパリ条約加盟国の公式博覧会での出展から12月以内。(法第84条、93条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、化学理論又は数学的方法 (2) 心理的行為、事業若しくは取引業務を遂行するため、又はゲームを行うための計画、方法、実行案又は規則 (3) 文学作品、芸術的作品、学術論文及び美的創造物 (4) コンピュータプログラム (5) 情報の提示 (6) 人体又は動物の身体に適用される治療、手術及び診断方法 (7) 公序良俗に反する発明 (8) 植物及び動物の品種並びに植物及び動物品種の生物学的な要因に基く増殖法 (9) ヒトをクローン化する方法、ヒトの伴性遺伝の遺伝子同一性を変更する方法 (法第82条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。出願日から12月以内に手数料とともに調査請求し、さもなければ取り下げられたものとみなす。調査作成中、方式違反、非特許事由又は特許不明確とされれば拒絶される(応答期間3月)。それ以外の場合は調査報告書が作成、公開される(法第96条)。 審査請求後、その他の要件について実体審査される(法第97条)。
	⑬審査請求制度の有無	有。出願人は、調査報告書の通知日から3月以内に、手数料を納付することにより、審査請求するものとし、そうでない場合は、取り下げられたものとみなす(法第98条)。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日(優先日)から18月経過後に公報により公開される。(法第97条)
	⑯異議申立制度の有無	有。第三者は、手数料を納付することにより、対象の特許に対して、特許付与の決定が公報に公告された日から6月以内に、異議申立をすることができる(法第99条)

①国名	Republic of Turkey (T R) (トルコ共和国)				
特許制度	⑯無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、利害関係人は、特許の無効を裁判所に提訴することができる。(知的財産法第138条)			
	⑰実施義務	有。特許付与の公告日から3年。特許権者又は特許権者に授權されている者は、特許付与の公告日から3年以内に特許発明を実施しなければならない。この期間内に特許発明が未実施の場合は、強制実施権の設定の対象となる。(知的財産法第130条)			
	⑲費用 単位 TRY (トルコ・リラ)	[出願から登録までの費用] (2025年) 出願料 520 TRY 優先権主張料(1優先権あたり) 820 TRY 調査料(個人10件以内) 2020 TRY 調査料(その他) 4130 TRY 審査料(個人10件以内) 2020 TRY 審査料(その他) 4130 TRY 審査料(第2、第3の審査料) 2020 TRY 審査料(第2、第3の審査料) 2020 TRY 登録料 260 TRY [特許権の維持に掛かる費用] (2025年) 年金 2年次 3110 TRY 9年次 7470 TRY 16年次 16550 TRY 3年次 3150 TRY 10年次 8090 TRY 17年次 18290 TRY 4年次 3530 TRY 11年次 9070 TRY 18年次 19500 TRY 5年次 4680 TRY 12年次 10410 TRY 19年次 20520 TRY 6年次 5730 TRY 13年次 11870 TRY 20年次 21360 TRY 7年次 6280 TRY 14年次 13330 TRY 8年次 6920 TRY 15年次 15210 TRY			
	⑳料金減免措置の有無	無。			
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。			

①国名	Republic of Turkey (TR) (トルコ共和国)	
実用新案制度	②最新実用新案法の施行年月日	2016年12月22日施行 知的財産法(以下「法」という。) 2019年7月8日公布 知的財産規則(以下「規則」という。)
	③地理的効力の範囲	トルコ国内のみ
	④他国制度との関係	欧州特許条約(EPC)加盟国、特許協力条約(PCT)加盟国
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人)(法第109条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。法人及び居所が外国の出願人が登録された代理人以外によりなされた手続は無効とされる。(法第160条(3))
	⑦出願言語	トルコ語及びパリ条約等加盟国の公用語。ただし、トルコ語以外の出願は出願日から2月以内にトルコ語への翻訳文を提出しなければならない(法第90条(2)、法第143条(2)、規則第72条(2))
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年 (法第101条)
	⑨新規性の判断基準	内外公知公用、内外刊行物(法第83条(1))
	⑩グレースピリオド	有。次のケースが規定されている。 (1) 出願日(優先日)の前12月の公表 (2) 発明者から直接又は間接に情報を取得した第三者による開示 (3) 国内・国際博覧会及びパリ条約加盟国の公式博覧会での出展から6月以内。(法第84条、第93条)
	⑪不登録対象	(1) 発見、化学理論又は数学的方法 (2) 心理的行為、事業若しくは取引業務を遂行するため、又はゲームを行うための計画、方法、実行案又は規則 (3) 文学作品、芸術的作品、科学的作業及び美術的特徴を有する創造物 (4) コンピュータプログラム (5) 情報又はデータの収集、配列、提供又は提示及び移送のための技術的な側面を含まない方法 (6) 人体又は動物の身体に適用される治療、手術及び診断方法 (7) 公序良俗に反する発明 (8) 植物及び動物の品種並びに植物及び動物品種の生物学的な要因に基く増殖法 (9) ヒトをクローン化する方法、ヒトの伴性遺伝の遺伝子同一性を変更する方法 (10) 化学的及び生物学的物質又は化学的及び生物学的方法若しくはこれらの方法により取得される製品に関する考案 (11) 医薬関連物質又は医薬関連方法若しくはこれらの方法により取得される製品に関する考案 (12) バイオテクノロジーに係る考案 (13) 方法により取得される製品又はこれらの方法に関する考案 (知的財産法第142条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。出願日から2月以内に方式不適及び翻訳文未提出が解消され、かつ、手数料とともに請求すれば審査される。さもなければ取り下げられたものとみなす。方式違反、非特許事由又は発明不明確に関して通知後3月以内に反論、出願の補正又は拒絶される。出願が受理されれば調査報告書が作成、公開される。調査報告書(出願)公開3月以内に出願人及び第三者が意見書を提出することができ、それらを踏まえて実体審査される(法第143条)。
	⑬審査請求制度の有無	有。上記参照(法第143条)。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。

①国名	Republic of Turkey (T R) (トルコ共和国)		
実用新案制度	⑯出願公開制度の有無	有。出願から 18 月経過すれば、調査報告書とともに公開される。(法第 97 条、法第 143 条)	
	⑰異議申立制度の有無	無。ただし、第三者は、公開日から 3 月以内に意見書を提出することができる。(法第 143 条)	
	⑱無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、利害関係人、公訴官又は関係公的機関は実用新案の無効を裁判所に提訴することができる。(法第 144 条)	
	⑲実施義務	無。	
	⑳費用 単位 TRY (トルコ・リラ)	[出願から登録までの費用] (2025 年) 出願料 520 TRY 優先権主張料(1 優先権あたり) 820 TRY 審査料 120 TRY 登録料 240 TRY [実用新案権の維持に掛かる費用] (2025 年) 年金 2 年次 2660 TRY 5 年次 3830 TRY 8 年次 5430 TRY 3 年次 2710 TRY 6 年次 4610 TRY 9 年次 5860 TRY 4 年次 3010 TRY 7 年次 5050 TRY 10 年次 6350 TRY	
	㉑料金減免措置の有無	無。	
	㉒PCT における国内料金減額措置の有無	無。	

①国名	Republic of Turkey (TR) (トルコ共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2016年12月22日施行 知的財産法(以下「法」という。) 2019年7月8日公布 知的財産規則(以下「規則」という。)
	③地理的効力の範囲	トルコ国内のみ。
	④他国制度との関係	ハーヴィー条約締約国。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(法第70条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。法人及び居所が外国の出願人が登録された代理人以外によりなされた手続は無効とされる。(法第160条(3))
	⑦出願言語	トルコ語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ごとに4回更新することができる。最長25年。(法第69条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知公用、内外国刊行物(法第56条)
	⑩グレース・リオド	有。次のケースが規定されている。 (1)公の又は公認の国際博覧会における展示日から6月(法第62条) (2)創作者、許可された第三者又は創作者若しくは承継人との関係を濫用する第三者による開示日から12月(法第57条)
	⑪不登録対象	意匠及び物品の説明に合致しない場合 公の秩序又は道徳に違反する場合、 トルコ及びその同盟国の自然人及び法人によりなされていない場合、 トルコ、その同盟国及び国際機関の紋章、記章等並びに公の秩序に関係し、宗教的、歴史的及び文化的価値について公知となっており、かつ、関係当局により登録許可が付与されない標識、紋章、勲章又は呼称等標識の不適切な使用を含む場合(法第64条)
	⑫実体審査の有無	有。方式、不登録事由及び新規性欠如について審査する(法第64条)。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。物品の分解及び再組立により交換又は新調することができる構成部品からなる複合製品は保護される。(法第55条(3)、法第56条)
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。ユニットで構成されるモジュール・システムの結合の設定を示す意匠は保護される。(法第58条(5))
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、登録意匠は、公報により公告(公開)される。(法第65条)
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人は、出願日(優先日)から30月以内の期間だけ、意匠の公告の延期を請求することができる。(法第66条(1))
	㉑異議申立て制度の有無	有。第三者は意匠登録の公告日から3月以内に、独自性、部分意匠の識別性、技術的機能に基づく意匠、出願に悪意があること等を含めて異議を申し立てることができる。(法第67条)
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、利害関係人は存続期間及び期間満了後5年以内に意匠の無効を裁判所に提訴することができる。(法第78条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Republic of Turkey (T R) (トルコ共和国)		
意匠制度	②費用 単位 TRY (トルコ・リラ)	[出願から登録までの費用] (2025年) 出願料 1730 TRY(1意匠のみ) 計算ツール https://www.turkpatent.gov.tr/tasarim-islem-ucretleri 印刷料(B/W) 230 TRY 登録料 [意匠権の維持に掛かる費用] (2025年) 存続期間更新料 52800 TRY(1意匠) 420 TRY(1超の各意匠につき)	
	⑤料金減免措置の有無	無。	

①国名	Republic of Turkey (T R) (トルコ共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2016年12月22日施行 知的財産法（以下「法」という。） 2019年7月8日公布 知的財産規則（以下「規則」という。）
	③地理的効力の範囲	トルコ国内のみ。
	④他国制度との関連	マドリッド議定書締約国。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、証明商標、地理的表示、伝統的特産品 (法第4条、法第31条、法第33条)
	⑥商標の種類	人名を含む語、図形、色彩、文字、数字、音声、立体的形状(法第4条)
	⑦出願人資格	トルコ又はその同盟国の自然人又は法人 トルコ国内で居住しているか又は商工業活動に従事している自然人又は法人（法第3条）
	⑧権利付与の原則	先願主義(法第7条)。
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。法人及び居所が外国の出願人が登録された代理人以外によりなされた手続は無効とされる。(法第160条(3))
	⑪出願言語	トルコ語。標章にラテン文字以外の文字が使用されている場合、ラテン文字による翻字が必要。(法第12条(1)f)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新することができる。 (法第23条)
	⑬グレースピリット	有。公の又は公認の国際博覧会における展示され、展示日から6月以内に出願される場合。(法第12条)
	⑭不登録対象	(1) 視覚により認識できるように表現できない標章 (2) 商品又は駅について識別性を欠いている標章 (3) 同一又は類似する商品又は役務について、先に登録又は出願された商標と同一又は混同を生じるほどに類似している標章 (4) 商品又は役務の種類、性質、品質、数量、用途、価格、地理的原産地、商品の製造時期若しくは役務の提供時期、又はその他の特徴を表すために取引上使用することができる標識を含む標章 (5) 専門家集団が識別するために使用される標識又は商慣習において常用されるようになっている標識を含む標章 (6) 商品の性質に由来する形状、技術的結果として必要な形状又は商品に実質的価値を与える形状によって構成される標章 (7) 商品又は役務の種類、品質、生産地又は地理的原産地を欺瞞する標章 (8) トルコ、その同盟国及び国際機関の紋章、記章等並びに公の秩序に關係し、宗教的、歴史的及び文化的な関心を有する標章 (9) 公序良俗に反する標章 (10) 同一又は類似の商品・役務について先に登録又は出願されている商標と同一若しくは類似の標章 (11) 商標の所有者の代理人又は代表者が、所有者の同意なしに、及び正当な理由なく自己の名義で登録出願した標章 (12) 先に登録又は出願されている著名商標と商品又は役務が異なるがその標章が識別性又は名声を不正に利用し又は害するものである標章 (13) 第三者の名前又は写真を含む標章、又は第三者的著作権又は工業所有権を侵害する標章 (14) 3年以内に満了した認証商標又は団体商標と同一又は類似の標章 (15) 2年以内に満了し更新されなかった商標と同一の又は類似の商品・役務の商標 (法第5条、法第6条)

①国名	Republic of Turkey (TR) (トルコ共和国)	
商標制度	⑯防護標章制度の有無	無。
	⑰周知商標制度の有無	有。異議申立により拒絶される。(法第6条(4))
	⑱一出願多区分制度の有無	有。
	⑲実体審査の有無及び審査事項	有。商標出願は、まず、方式要件、権利要件及び絶対的要件が審査され、拒絶が解消すれば、相対的要件について審査される。(法第15条、法第16条)
	⑳審査請求制度の有無	無。
	㉑優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉒出願公開制度の有無	無。公開制度はないが、実体審査が終了すると公告される(法第16条)
	㉓異議申立制度の有無	有。異議申立理由書と手数料納付書とともに公告後2月内(理由書はさらに1月の延期可)に異議を申し立てる。出願人は意見書を提出しなければならず、その前に異議申立人に根拠となる先の商標の使用証明を求めることができる。両当事者は異議決定に不服があれば審判請求することができる。(法第18~20条、規則第28~31条)
	㉔無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、利害関係人、公訴官及び公的機関は商標の無効を裁判所に提訴することができる。(法第25条)
	㉕不使用取消制度の有無	有。5年。登録後において継続して5年間の不使用は、不使用取消の対象となる。(法第9条)
	㉖商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。
	㉗図形要素の分類	図形要素分類(ウィーン分類)を採用している。
	㉘譲渡要件	無。
	㉙費用单位 TRY (トルコ・リラ)	[出願から登録までの費用] (2025年) 出願料 2350 TRY(1分類のみ) 2350 TRY(2分類目加算) 2610 TRY(3超の各分類加算) 登録料 5790 TRY 登録証発行料 2400 TRY [商標権の維持に掛かる費用] (2025年) 存続期間更新料 7210 TRY(権利期間満了前6月内) 12620 TRY(権利期間満了後6月内)
㉚料金減免措置の有無	無。	